# 平成27年 第12回北上市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成27年8月26日(水) 午前10時14分
- 2 場 所 北上市立中央図書館
- 3 議事日程 別紙
- 4 会議に出席した者

教 育 長 小 原 善 則 教育委員 薄 衣 景 子 教育委員 髙 橋 善 郎 教育委員 高 橋 きぬ代

- 5 説明のため出席した職員
  - 【教育部】

教育部長 阿部 裕 子 総務課長 菅 野 之 和 学校教育課長 髙 橋 邦 尚 子育て支援課長補佐 高 橋 景 子 文化財課長 高 橋 文 明 千 田 学校給食センター所長 研 洋 鬼の館館長 高 橋 博 中央図書館長 小 原 則 金

## 【まちづくり部】

まちづくり部参事 照 井 啓 治 生涯学習文化課長 八 重樫 信 治 スポーツ推進課長 小 原 善 浩 国体推進課長補佐 武 田 明 一

#### 6 議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件及び協議3件が原案のとおり可決、承認された。

議案第28号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及 び評価報告書について

- 協議第27号 北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部を改正する 訓令について
- 協議第28号 北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例について
- 協議第29号 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等規 則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時14分)

教 育 長 ただいまから平成27年第12回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席は4名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 教育長事務報告に入ります。それでは教育 長の事務報告を行います。資料は、定例会日程の次のページを 御覧ください。

今定例会では、7月26日(日)、和賀西学童保育所の開所式についてと、8月4日(火)に出発し、6日(木)に帰着いたしました 友好都市・石垣市への市内中学生の訪問について、の2点について報告いたします。

7月26日(日)、和賀西学童保育所が開所いたしました。これまで、和賀西小学校では三世代家庭が多い地域性もあり、平日、放課後の児童の居場所については、各家庭に帰るという児童が多く、学童保育所の需要が少ない地域ではありましたが、近年、保護者からの要望も寄せられる状況に、改めてニーズ調査を実施するなど、学校サイドと和賀西小学校PTAが率先してその準備にあたられ、年度途中からの実施ではありました

が、今般、開所式を実施できる状況となったものであります。 和賀西小学校の児童数は、82名。その内今回の学童保育所への 入所希望児童は、7月26日の開所式現在で、13名となって開所 したものであります。学童保育所の場所は校舎内の空き教室を 改装して活用することといたしました。出入り口については新 たに専用玄関を設けるなど、今後内容を充実させていく考えで あります。

これにより、市内の小学校では、全ての小学校区に、学童保育所が開設されることとなり、たいへん嬉しく思っているところでございます。

次に、8月4日(火)から6日(木)までの期間、友好都市 であります 沖縄県石垣市への訪問を行いましたので、報告い たします。市内9中学校から12名の中学2年生を今回、派遣い たしました。昨年12月には、石垣市から中学生の来訪を受け、 「和賀地区中学生サミット」に合流していただき意見交換会を 行ったり、郷土芸能交流をしたりと交流事業がスタートしたわ けでありますが、今年度は、北上市から石垣市への派遣団を送 り出すこととして準備を進めてきたものでありました。事前の 学習会を3回実施し、石垣市や八重山・沖縄地方についての学 習を重ねました。また、レクリェーション交流の1つとして、 「北上おでんせ」をみんなで練習し、現地では持参した音源で 楽しく輪になって踊ることができました。意見交換会もたいへ ん有意義だったようで、地元新聞記事に大きく取り上げていた だきました。日程的には、ちょうど台風の心配もあり、当初3 泊4日という日程を2泊3日に短縮しての日程となり、過密日 程となりましたが、石垣の皆さんがたいへん丁寧に対応してい ただき、訪問団からは、そのおもてなしの心にとても感激した との感想が聞かれました。なお、訪問団の報告会が、明日8月 27日(木)午後4時から、日本現代詩歌文学館において開催さ れますので、教育委員の皆さまには、御都合がつきましたなら ば、是非お出でいただき、中学生の報告をお聞きいただきたい と思います。

以上で教育長の事務報告を終わります。

教 育 長 ただいまの報告について、御質問等ございましたならばお願 いしたいと思います。いかがでしょうか。

## (「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 それでは、報告がもう一件ございます。

学校教育課長の方から「いじめ防止対策基本方針」について、 学校教育課長の方から報告をしていただきます。

学校教育課長

それでは「北上市いじめ防止対策基本方針」について、報告 申し上げます。平成23年10月に滋賀県大津市において当時中学 2年男子生徒がいじめを苦に自殺する事件が発生しましたが、 この事件では、学校より教育委員会の事件前後の対応が問題視 されました。本件をきっかけに「いじめ防止対策推進法」が平 成25年9月28日に施行されたことにともない、国及び学校にお きましてはいじめ防止基本方針を定めることが義務付けられ、 地方公共団体においては努力義務とされました。岩手県におき ましては、平成26年4月に岩手県いじめ防止等のための基本的 な方針を策定し、県内各市町村及び各学校においても基本方針 を定めて、いじめ防止等のための体制整備が推進されていると ころであります。これらの状況を踏まえ本市におきましても、 家庭、地域、行政、その他関係機関の連携のもと、いじめの防 止対策を総合的、かつ効果的に推進することによりいじめの無 い社会を実現するため、いじめの防止対策に関し、必要な事項 を基本方針として定めるものであります。この基本方針につき ましては、6月30日に開催された総合教育会議において、市長 と教育委員会で協議を行い意見等の調整を図った上で昨日の 庁議において決定されたところであります。なお、いじめの未 然防止、早期発見、早期対応のためには、本方針を形骸化させ ず、適切に機能させることが肝要と考えますので、定期的に点 検を行い必要に応じて見直しを行って参ります。以上でありま す。

教 育 長

お手元に、いじめ防止基本方針概要版というのでA3版の表裏カラー印刷のものがあるかと思います。これが昨日の庁議において決定いたしましたので御報告しますという内容でございます。

何かこの件につきまして、御質問等がございませんでしょうか。

それでは、補足説明を学教課長からしていただきます。お願

いします。

学校教育課長

それでは、教育委員会議と総合教育会議でも何回も御提示し て参りましたが、教育委員会の皆様からこういう文言とかこう いう意見とかという部分も折々に御指摘いただきました。昨 日、協議していただきましたが、大きく変わった点はございま せん。表面の「北上市いじめ防止対策基本方針」については、 分かりやすいように方針とリンクさせるように、例えば、左側 の上に「北上市いじめ防止対策基本方針」とはというのは、「第 1章の3の策定の目的というところに書いてありますよ」とい うようなところを付け加えております。表面はほぼ前回の提示 の通りですが、裏面の市が実施する施策について、北上市いじ め問題対策連絡協議会はその通りでございますが、その下の第 三者委員会、今、滝沢市の件の時も、矢巾町もまだ第三者委員 会が開かれていないと、事件が起きて2か月ほど経つというこ とで、前にもお話ししておりましたが、北上市としては事前に 要請を行い、委嘱をして何かあった場合には迅速に対応できる ようにしたいと考えております。まだ、どなたにお願いするか までは決まっていませんが、この部分について動き始めようと 思います。問題になるのは、事務局の方で、例えばこの方にお 願いしたいとなっても、御遺族の意向を反映させなければ、結 局は納得してもらえないという部分を汲みまして、弁護士、医 療関係者等があってその他適任と思われる者というところに は、臨時の委員として、対象になった御遺族、保護者の方の意 向も含めて、委員に含める形をとりたいというふうに文言を付 け加えております。重大事態が起こった場合には、まず速やか に調査を実施するという前に直ちに教育委員会に報告いただ き、すぐに市長に報告、速やかに調査を実施するという流れで、 学校としても、例えばすべて第三者委員会に投げるという訳で は無いので、学校の調査も私たちと連携しながら行う。それで も、第三者委員会、中立の立場でという部分も並行して行って いくということを特徴的に、ここの対応で考えております。後 は、市長への報告、議会への報告というのは、その通りでござ います。一番は起こらないことですが、起こった場合の対応を 今考えるというのもどうなのかなと思ったのですが、やはりそ この部分をはっきりしておかないと対応が遅れてしまうとい うことがありますので、今回そこを加味して作成した次第でご ざいます。 以上です。

教 育 長

はい、今、学教課長の方から詳細について説明を補足してい ただきました。新聞、報道等も御覧になって御承知かと思いま すが、大阪市のいじめの防止基本方針を決定したということ が、新聞、報道にありました。その中でいじめを隠ぺいした場 合は、教職員に処罰を科すというようなことをこのいじめ防止 対策基本方針に盛ったということが大きく報道されていたわ けですね。大阪市としてもやっと今、基本方針が策定したとい うことでございます。そこまで北上市でも盛ったらいいのかと いうようなことも論議の一つではあろうかと思いますが、いず れ状況とすると全国的には、都道府県は既にどこでも出来てい る。市町村はやっとそろい始めてきたという段階でございま す。くれぐれも矢巾の件が起きたために北上で慌てて作ってい るということではございません。それからこれまた新聞報道 で、岩手県知事が、達増知事さんが再選をされたという後の記 者会見の記事が新聞にありました。第三者委員会を予め設置す る意向だということが載っていました。これも実は北上市の方 では第三者委員会を予め設置することについて県教育委員会 に問題は無いかということは、一か月前に相談を持ちかけてい た訳でしたが、「市は市の考えでやったらいいでしょう」とい うのが県の回答でございました。先週の新聞報道で達増知事は 再選したときの記者会見で「第三者委員会を予め設置します」 ということを記者会見でお話しされておりましたので、どうか な?と思いましたが、いずれ県の方でもそれなりに「こうだ」 ということでございます。

よろしいでしょうか。

(一同同意)

教 育 長 報告は以上で終わらせていただきます。

それでは日程第3 議事に入らせていただきます。

初めに、議案第28号教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総

## 務課長

総務課長です

ただいま上程になりました議案第28号教育委員会の権限に 属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書につ いて、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられております。

これは、教育委員会が行う事務事業の点検評価を行うことにより、課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るとともに、住民への説明責任を果たしていくという趣旨によるものであります。このことから、北上市教育振興基本計画に基づく平成26年度教育行政施策の執行状況について、点検及び評価を行い、報告書としてまとめようとするものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願いいたします。

教 育 長

それでは、施策の基本方向毎に、担当課長から主な事業について、簡単に御説明をしていただきます。お手元に冊子があるかと思います。これを見ながら、課長からの御説明を受けたいと思います。

- 1 子育て支援
  - 【説明者】 子育て支援課長 教育部総務課長
- 2 学校教育

【説明者】 学校教育課長 教育部総務課長 学校給食センター所長

3 生涯学習

【説明者】 生涯学習文化課長 博物館長

鬼の館館長 中央図書館長

4 社会体育

【説明者】 スポーツ推進課長

5 文化

【説明者】 生涯学習文化課長 文化財課長 鬼の館館長

教 育 長 各課から簡単に概略の説明をいただいたところでございま した。御質問等をとりたいと思いますが、最初の方から順を追 って御質問をとりたいと思いますので、よろしくお願いしたい

と思います。

評価報告書の各施策主要事業等の点検・評価ということで6ページから御質問を受けていきたいと思います。十分な時間も無い訳ですけども、是非この点については確認をしておきたいというところがございましたら挙手をしてどうぞお願いしたいと思います。最初に子育て支援分野について6ページ、7ページ、8、9ページまでというところでいかがでしょうか?

髙橋善郎委員 6ページー番最初のですね、延長保育促進事業B評価がついておりますが、成果と課題の実施園の拡大を図る必要があるというところで、ニーズとのギャップがあるのだろうと思います

が、どれ位の差があるのでしょうか?

子育て支援課長補佐 公立におきまして、今現在8園あるわけですけれどもその内 4園でしか実施できていない状況がございますので、そこら辺 の拡大を徐々に図っていきたいと考えております。

髙橋善郎委員 ということは、すべての公立の園で実施したいというのが最 終的な目標として掲げているということでしょうか?

子育て支援課長補佐 ニーズ調査等を行いまして、ニーズがあれば出来るだけ拡大 していきたいと思っております。 髙橋善郎委員 はい、ではまだすべての園で欲しいかどうかまでは把握していない中でということですね。ニーズがあれば、今後も予算を付けていきたいということですね。分かりました。ありがとうございます。

高橋きぬ代委員

2点ですが、1点は、今の1の保育サービスの充実の中の一時的保育事業費補助金のところで、一時保育は私立1園で実施したと、とても良かったようでしたけども、1園だけで、一時保育は実施、私立1園だけで一時保育を実施したのですか?もう一つは、9ページの施設環境の整備のところなんですけれども、多分B評価のところで、緊急安全などの面から、全ては制約があって答えられていないという成果課題になっておりますが、必要なのに改善できない重要な改修というものがあったのかということと、冷房の件ですけども、未満児などは確か冷房をみんな設置したと思うのですが、今年のように暑いと保育園は大変だったろうなと、そういった面の要望が出ているのか、今後はどうするのかという3点の質問になります。

子育で支援課長補佐 一時的保育事業については現在一園、ときわだい保育園で実施しているものでございます。

高橋きぬ代委員 これは、今後増やす予定なのかという意味でお聞きしました。需要との関係です。

子育て支援課長補佐 多ければ多い程、重要かと思っておりますし、飯豊保育園の 方を新築する予定がございまして出来るだけニーズを受け入 れられるような施設を考えております。

教育長 9ページの施設整備改修事業についてお願います。

総務課長 各園から色々要望は出ております。今年度予算を確保して実施することになった更木幼稚園屋根塗装ですが、「これを直して欲しい」というのはあるのですけども、その他に水が漏れたりというのは、ちょこちょこあります。給排水関係です。そのような修繕を先にやらざるを得ないということがあります。それから遊具があります。まだ壊れていないけども危険だという遊具については、毎年資格のある業者さんに点検はしてもらっ

ております。これは使ってはだめだと、危険性が高いというものについては、これは撤去、あるいは交換ということをしておりますが、なかなか今すぐ使えないというのではないけども、今の基準からすると基準を下回ってしまうので直した方がいいという御指摘の声も結構ありますので、予算の範囲で出来る限り随時修繕しているところでございます。エアコンにつきましては、昨年度まで順次低年齢の部屋を優先的に各園一つずつ整備しましたが、保育園、幼稚園につきましては、設置すべきではないかと議会の一般質問等でもございましたので、計画的に今年度から整備することで充実させていきます。

薄衣景子委員

9ページの3番の市立幼稚園及び保育所の民営化の推進の ところですが、これは評価はCになったということは、双葉認 定こども園は関係あるということで理解していいでしょうか。

子育て支援課長補佐

3番目の市立幼稚園及び保育所の民営化の推進については、 双葉さんについては、もともとまず民営の施設でしたし、施設 改修といったところでございまして、特に3番の方との関連は ございませんが、3番については、25年度においては、なかな か話し合いの方が進みませんでしたが、26年度中に一応一定の 方針をしたというところでC評価をしたというところでござ います。

教 育 長

飯豊保育園に目途が付いたということが大きいかなと思いますが、総括のところで若干触れておりました。

それでは、学校教育分野10ページからのところに移りたいと思います。教育分野でございますが、19ページまでになりますか。10ページ、11ページといかがでしょうか。

高橋きぬ代委員

10ページの学力ステップアップ事業の成果のところに学習支援員の配置のところなんですが、市内小学校 2 校へ学習支援員を配置して効果があったというふうになっていますので、今後も増やす方向で考えていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長

「増えて欲しいな」と思いました。今2校、これを3校にするのか、実は学校からニーズが多いのは、個別支援員の方なんです。なので、両方要求をしていければ、図太くやるか、どっ

ちにしぼるかというところは、検討いたしますが、増やしたい ということは意向として持っております。

高橋きぬ代委員

同じところのステップアップ英語講座ですけども、私、文章を読み切れなかったのですが、岩手県の中学校3年生の3級合格率60%というのは、岩手県の中学校全体の数の60%ということで、これにあげてある72%本市の部分ですけれども、これはステップアップ講座を受けた中の39人が合格したので、受けた人の中の72%ということですか?

学校教育課長

今、お話しになった通りです。もし、岩手県の中3が60%だったならば、多分英語は全国1位になると思います。なので、まずは受けた中でパーセンテージを上げるというのは、さてどんなものかなというのですが、やはり裾野を広げていくという部分があるので、27年度英検補助事業と言う部分を行いまして、正直なところ得意な者に受けさせていけば合格率は上がるんですが、挑戦する子どもたちを増やして、更に上げていくという部分を目標としております。以上でございます。

教 育 長 受験者の中の合格者ですので、60%全県下の3年生の受験者 の合格者というパーセントになっております。

それでは10ページ、11ページ、12ページにいきますが。

薄衣景子委員

はい、11ページの学力の向上の中学生サミットの件ですけれども、昨年に続き今年は友好都市を訪問したと、このような交流を続けることは大変意義深いと思うのですが、こういう交流事業は毎年相互に続いていくものかどうか、逆に友好都市同士の交流に限らず、他との中学生サミットも計画されているのかその辺についてお聞きしたいと思います。

学校教育課長

一応3年間の計画になっておりますので、今年度分は終わりなので、来年の12月かなと思うのですが、お迎えすることで一旦終わり、それから継続になるかどうかは検討していくということでございます。今年中なので、見通しとして要求していくところもあるのかなと思います。昨年度は石垣市ということでしたが、今、教育長からちょっとお話しいただいているのですが、友好都市とか近隣の市からも一緒にやりませんかというよ

うなお話しも無い訳ではありませんので、そういうところの交流は大切にしていきたいと考えております。ただ、中学校 9 校ですが、中学生サミットの1日は、いじめの問題や不登校の問題などについて、色んな議論を重ねて行くことが本当は理想的なんですが、石垣市の事業によって、色んな交流会やその他の部分に時間がかなり取られていることがあるので、そこは工夫していかなければならないと考えておりました。以上でございます。

教 育 長 次に、12ページ、13ページ、14、15、16

高橋きぬ代委員

質問では無いのですけども、評価の仕方で気になった所があったのですが、学校教育課の17ページ以前のところの評価なんですけれど、子育て支援課とか生涯学習とかその他のところが成果と課題の課題の方、Bのところでは課題を書き入れているんですが、学教課の部分ではB評価のところ、Cは入っているのですがども、B評価には成果が入っていて、課題が入っていないのですが、なかなか書きにくいのはあると思うのですが、そこが統一されて入っていないのと、他の区分については、例えば今回であればAにも課題が入っているのというのがあってちょっとそこが気になりました。Bを十分がんばっているなという感じはするのですけども、じゃBを更に知るために課題が無かったというのは分かりにくかったなあと感じました。

教 育 長 はい、今のは、御意見として、直すのは今日直したほうがよ ろしいですか? いいですか?

御意見を頂戴しましたということで、ありがとうございました。

髙橋善郎委員 私も一件よろしいでしょうか。

前年のを持って来るべきだなと今思っているのですが、毎年感じていて持ってきていないのですが、これは、議会の方に提出する資料ですね?私が見やすくするためというわけでは無いのですが、この資料を数値的に評価する部分であったり、人数であったり、学力もですね。このポイントを超えたからAだとかBであったり、1つの物の中で幾つかに目標的な数値、目標を出すためのセンテンスが分かれている事業があるような

気がするんです。本来であればここに欲しいなあと思っていつ も見ているのが、主な事業の中に取組状況では無くて、取組状 況も必要ですが、目標となる数値であったり、達成すべき想定 しているものがあって、それに対して評価をしていく。だから 評価ももう少し細かく分かれてもいいのではないかと思いま した。例えばの話、10ページの教育研究事業、B評価が付いて います。前段の学力調査とか推移の部分では小学校は高いよ、 中学校はすごくこれからの数字で但し、授業改善に役立てる事 ができた。それから一番最後ですが、教職員のスキルアップを 図ることができた。というひとくくりに出来ないですね。分か れていると。なので主な取り組み状況の他に、達成したい、当 初の目標として達成したいセンテンスがあるべきだと思いま すし、そのセンテンスごとにABCDがあって、トータルでど うだと細かくなりすぎるとまとまらないかも知れないですが、 私はそういうふうにあった方がより分析評価が生きていると 思いますし、成果と課題の他に、次に課題までは出すのですが、 次どうすべきかというところにまた結びつけるためには、そう いう詳細が載っていた方が申し送り事項ではないですけども、 想定していたものはクリア出来たけど違う事態が出てきたの で次回の取り組みはこういう出題が必要であるとかいうもの まであったほうがいいかなというふうに感じました。あくまで 意見です。

総務課長

非常に悩ましいところでございます。なお、行政マネジメントの中で、事務事業については個別に行政評価をしておりまして、個別の指標を設けてそれによって評価をしておりますが、その行政評価の事務事業とこちらに載せている事業と整合性が取れていないものも何点かありますので、そこの課題もあります。御指摘いただいた、分かりやすくするためにはどうすればいいかというのはいつも悩むところで、目標数値につきましては、検討したいと思います。

教 育 長

貴重な御意見を頂戴したと思います。ただスペース的なこともございまして悩ましいところもあるものですから参考にはさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、時間が気になってまいりましたが、学校教育課の次、生涯学習の方に移りたいと思いますが、20ページ以降です。

御協力いただきたいと思います。20ページ、社会体育関係23ページ、最後は文化となります。いかがでしょうか。 よろしいですか。

教 育 長 それでは議案第28号でございます。御意見もたくさんいただきましたけれども、それも含めて修正しながら可決ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 ありがとうございます。それでは議案第28号につきましては 一部修正しながら可決ということと決定させていただきます。 次に日程第4 協議に入らせていただきます。

> 初めに、協議第27号北上市長の権限に属する事務の補助執行 規程の一部を改正する訓令についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。 総務課長

総務課長 ただいま上程になりました協議第27号北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部を改正する訓令について、協議 理由を申し上げます。

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、当該法律に基づくいじめの防止等のための対策に関する事務を、教育委員会の職員が行うため、所要の改正をしようとするものであります。

施行日は、平成27年9月1日とするものであります。

よろしく御協議の上、原案のとおり承認賜わりますようお願い 申し上げます。

教 育 長 補足説明があればお願いします。

総務課長 改正の内容について、補足させていただきます。二つございます。一番目は総合教育会議に関する事で昨年度末に実は一番最後19号に追加しておりましたが、中身ですね略と書いてあってそれ以外何が書いてあって分かりにくいのですけれども実はこれは、教育委員会の課の順番で事務が並んでおりましたので総合教育会議については総務課が所管しますので一番前に持ってきたということでございます。主な改正でございます

が、いじめ防止対策推進法に基づきますいじめ防止等の対策に 関することをこれを一旦、市では市の事務、市長の事務という ように整理させていただきました。これは、これまで通り教育 委員会が行っていく事が適切だろうということで、これについ ては、教育委員会の職員が事務を行いますということでござい ます。それで市がいじめ防止対策推進法にかかる市の位置づけ なんですけども、この法の仕組みの中で5つの主体の責任とか 役割が定められております。1つは国、2つ目は地方公共団体、 これは市とか県とか、市の中には教育委員会が含まれるかと思 います。3つ目は学校の設置者、これは私立もあるということ でこういう言い方をしておりますけども、我々からすると教育 委員会ということになります。4つ目としては学校、あるいは 学校と学校の教職員、これは教育委員会ということになります し、5番目は保護者ということは主体が定められてそれぞれの 責任と役割について法律で定められているところでございま す。問題はその地方公共団体というところで、市ということで すが、これは結局は市も教育委員会も一緒になってこの難しい 問題に取り組んでいきましょうということでこの市という言 い方になったのかなと思いますので、ただ市がということにな りますとやはり市長が教育委員会を含めて行政委員会を取り まとめて総括するということになりますので、法的に整理する と、当市ではこのいじめ防止対策推進法における市のやること というのは市長の事務というふうに考えた方がいいかなとい うことで、先程報告でも申し上げましたいじめ対策の基本方針 も市が定める、市長部局で定めるといったことに取扱いにした ものでございます。法律の中で市の役割は何かということなん ですけども、一番目はいじめ防止基本方針を作るということで ございますし、その他いじめ問題対策連絡協議会を設置する 他、防止対策のための人材を確保し資質を向上させるとか、イ ンターネットを通じて行われるいじめに対する対策に対して の体制を整備するとかいじめ防止の調査研究、啓発活動これは 市がやるというものですよ。ということが法律でうたわれてお りますので、これらの事務について市がというのを教育委員会 が補助執行として行いますよということの改正ということに なるものでございます。以上です。

教 育 長 御説明をいただきました、第27号の協議内容でございます。

つい先日改正をさせていただいたものに更にこのように変えるということでございます。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 それでは協議第27号につきましては原案のとおり御異議し と認めます。

次に、協議第28号 北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。 子育て支援課長

子育て支援課長補佐 それでは協議第28号の提案理由を申し上げます。

協議第28号北上市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準 条例の一部を改正する条例について、協議理由を申し上げま す。

この条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準の改正に合わせて、小規模保育事業A型、B型及び事業所 内保育事業において、保育士の代わりに配置できる職員の要件 に、准看護士を追加しようとするものであります。

施行日は、公布の日からとするものであります。

以上よろしく御協議の上、原案のとおり承認賜わりますようお 願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました協議第28号について、御質問等がありましたならばお願いします。

その前に補足ありますか

子育て支援課長補佐 補足申し上げます。

この家庭的保育事業等についてでございますが、平成27年4月より子ども子育て支援新制度というのが始まっております。保育の受け皿となっております保育所を拡充するために新たに家庭的保育事業等が制度として始まったものでございます。その小規模保育事業なんですけれども、小規模保育は、定員が6人から19人、家庭的保育は、1人から5人、事業所内保育に

ついては、事業所の従業員の方々等の子どもさんを対象にする ために事業所が設置する保育所ということでございます。それ でその保育にあたる方の要件の緩和ということでございます。 当初看護師は保育士にかえることが出来るというところまで でしたが、上の方で准看護士、看護師の下の資格になりますが、 准看護士でもかえられるような要件の緩和をしてきましたの で、当市においても国にそろえたいというところの改正でござ います。以上です。

教育長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 では、協議第28号について、原案のとおりに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、協議第29号 北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等規則の一部を改正する規則についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。 子育て支援課長

子育て支援課長補佐

ただいま上程になりました協議第29号北上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、条項の異動がございました。そのことについて所要の改正をしようとするものであります。以上よろしく御協議の上、原案のとおり承認賜わりますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました協議第29号について、御質問等がありましたならばお願いいたします。

教 育 長 特に補足説明等は必要無いですね。条項移動したということ

でございますので。

それでは、改めてお伺いします。

協議第29号について、原案のとおりに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。

以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前11時47分)